

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月8日発行
Vol.582

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●被災自治体News

南相馬市 -----	2
浪江町 -----	6
双葉町 -----	10

●東京電力ホールディングス

・「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」から-----	15
-----------------------------------	----

2/1

水

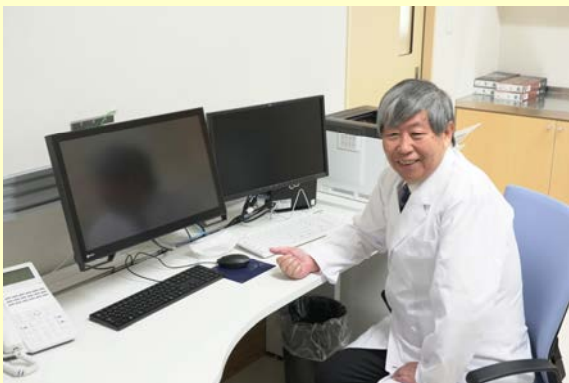
双葉町公式Facebook

「つなげよう つながろう ふたばのわ」から

「双葉町診療所」が開所しました

2月1日、震災後初となる双葉町内の医療施設「双葉町診療所」が開所しました。

地域のみなさまが気軽に健康に関することを相談できる一次医療機関です。



14ページをご覧ください。



南相馬市からのお知らせ

東日本大震災に係る国民健康保険税および一部負担金の減免措置の見直しについて

2月7日HP更新

原子力災害被災地域等における国民健康保険税・一部負担金等減免措置については、「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされていましたが、復興庁および厚生労働省において、令和5年度以降、下記のとおり段階的に減免措置が縮小されることが決定されました。

被災された皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年までに解除された地域・震災による住宅の全半壊等

■平成26年までに解除された地域

南相馬市では20キロメートル～30キロメートル圏内
(旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点)

■震災による住宅の全半壊等

注釈1 半壊・大規模半壊の方は4分の1減免

年度	保険税	一部負担金
令和4年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和5年度	2分の1減免 注釈1	全額減免または全額免除
令和6年度	特例終了	全額減免または全額免除
令和7年度	特例終了	特例終了
令和8年度	特例終了	特例終了
令和9年度	特例終了	特例終了
令和10年度	特例終了	特例終了

平成27年までに解除された地域

年度	保険税	一部負担金
令和4年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和5年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和6年度	2分の1減免	全額減免または全額免除
令和7年度	特例終了	全額減免または全額免除
令和8年度	特例終了	特例終了
令和9年度	特例終了	特例終了
令和10年度	特例終了	特例終了

次ページへ続きます 

平成28年までに解除された地域

■平成28年までに解除された地域

南相馬市では20キロメートル圏内

(旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域)

年度	保険税	一部負担金
令和4年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和5年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和6年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和7年度	2分の1減免	全額減免または全額免除
令和8年度	特例終了	全額減免または全額免除
令和9年度	特例終了	特例終了
令和10年度	特例終了	特例終了

平成29年までに解除された地域

年度	保険税	一部負担金
令和4年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和5年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和6年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和7年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和8年度	2分の1減免	全額減免または全額免除
令和9年度	特例終了	全額減免または全額免除
令和10年度	特例終了	特例終了

関連ページ

免除対象となる要件などについては、市ホームページ「東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金等の免除について」をご確認ください。

- ▶ 東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金等の免除について
https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/hoken_nenkin/2/3635.html



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

転出・転入（転居）ワンストップサービス

2月6日HP更新

マイナポータルからオンラインで転出届ができます

2月6日から、マイナポータルを通じてオンラインで転出届・転入（転居）の来庁日の予約ができるようになります。

このサービスを利用する人は、転出にあたり南相馬市への来庁が原則不要になります。

マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先の市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

▶ マイナポータル

<https://myna.go.jp/>



利用できる人

- 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人
- 日本国内での引っ越しをする人

対象の手続き

- ご自身単身での引っ越し
- ご自身と同一世帯員の引っ越し
- ご自身以外の世帯員の引っ越し

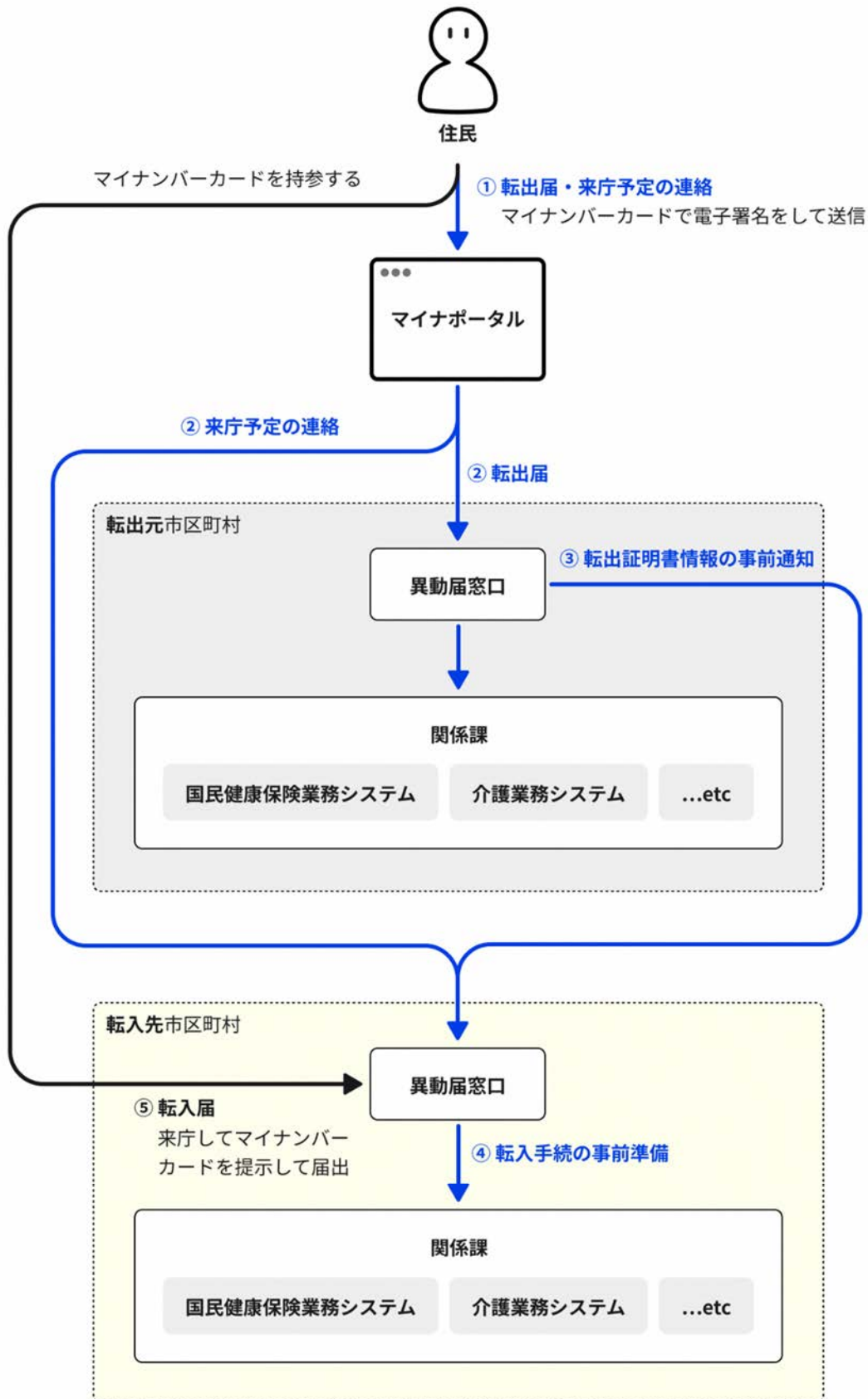
詳細については、デジタル庁Webサイトをご覧ください。

▶ 引越しワンストップサービス（デジタル庁）

https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/

次ページへ続きます 

手続きの流れ



問い合わせ

市民生活部 市民課 戸籍・住民記録係

TEL 0244-24-5235



浪江町からのお知らせ

令和4年度浪江町東日本大震災追悼式は規模を縮小して執り行います

2月2日HP更新

平成23年3月11日、午後2時46分に発生した震度6強の地震および沿岸部を襲った大津波により、浪江町内での死者・行方不明者が180余名にのぼり、600棟以上の家屋等が流失するなどの甚大な被害を受けました。

お亡くなりになった方々のご冥福と、行方不明者の方々が一日も早くご家族の元へお帰りになることをお祈りし、町主催による追悼式を執り行います。

日時

3月11日（土）

追悼式 午後2時40分～3時40分（受付 午後2時～）

会場

如水典礼さくらホール（浪江町大字高瀬字原田2番地）

その他

- 参列者の方はマスク着用をお願いします。
- 体調が悪い方はご出席をお控えいただくようお願いします。
- 参列はご遺族と来賓のみとし、一般の参列はご遠慮させていただきます。

問い合わせ

介護福祉課 福祉係

TEL 0240-34-0238

高速道路の無料措置『ふるさと帰還通行カード』のよくある質問

2月1日HP更新

現在「ふるさと帰還通行カード(桃色)」を所持しているが、更新手続きは必要なの？

現在のカード(桃色)は、令和5年4月1日以降も利用可能です。

なお、令和5年秋以降にカードの更新が予定されています。具体的な移行時期や手続きの詳細などについては、今後決定され次第広報やホームページなどでお知らせします。

現在使用しているカードに記載されている氏名を変更したけれど、手続きの方法は？

NEXCO東日本お客様センター(TEL 0570-024-024)へご連絡ください。

現在使用しているカードを紛失したけれど、手続きの方法は？

NEXCO東日本お客様センター(TEL 0570-024-024)へご連絡ください。

NEXCOの書類が届かない

書類は避難先(送付先)へお送りしています。避難先を変更したときは、NEXCO東日本お客様センター(TEL 0570-024-024)へご連絡ください。

あわせて、必ず浪江町に『避難住民届』を提出してください。

なお、震災後、浪江町を転出された方については『特定移転届』を提出して、現在お住まいになっている住所情報等を登録するようにしてください。

▶ 避難住民届について

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/24506.html>



▶ 特定住所移転者に係る申請書（転出された方向け）

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/277.html>



ふるさと帰還通行カードを持っていないが、まだカードは申し込みできるの？

東日本大震災発生当時（平成23年3月11日）に、浪江町に住民登録をしていた方は、浪江町に申し込みいただき、カードを作ることができます。

▶ 高速道路の無料措置『ふるさと帰還通行カード』

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/3/18379.html>



【申し込みなどに関する問い合わせ】

浪江町役場 ふるさと帰還通行カード担当

TEL 0240-34-2111 (代表)

高速道路の無料措置『ふるさと帰還通行カード』

2月1日HP更新

東日本大震災当時（平成23年3月11日）、政府が指示した帰還困難区域に居住されていた方を対象に、高速道路の無料措置『ふるさと帰還通行カード』を発行しています。

- ▶ 原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置について（NEXCO東日本）

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2020/0204/00003631.html#a02



初めてカードを発行する際には申し込みが必要となります

- ※ はじめて申し込みされる方は、カード発行までに2週間程度かかります。
- ※ スマートICは利用できません。
- ※ 出口料金所にてカードの提示がない場合、料金が発生します。



対象者

東日本大震災発災時に、原発事故の警戒区域等に居住されていた方（平成23年3月11日当時、浪江町に住民登録されていた方は対象となります。）

無料措置の期限

令和6年3月31日

ふるさと帰還通行カード利用申込書

申込書は、下記の場所に備え付けてあります。

- 浪江町役場本庁舎、津島支所、各出張所
- 福島県内の高速道路料金所

また、NEXCO東日本専用ホームページからダウンロードできます。

- ▶ ふるさと帰還通行カード利用申込書 [PDF]

https://www.e-nexco.co.jp/rest/road_info/important_info/h29/card/pdfs/04.pdf



新規カードの申し込み方法

ふるさと帰還通行カード利用申込書に必要事項を記入し、カード利用者本人の顔写真および本人確認書類（※1）を添付し、窓口または郵送で申し込みをお願いします。

次ページへ続きます 

■窓口での申し込み

申込書および本人確認書類を添付し、浪江町役場本庁舎へ提出してください。

(津島支所および各出張所では受け付けていません。)

なお、本人および同一世帯員以外の方が代理で申し込みをする場合には委任状が必要になります。

【受付場所・時間】 浪江町役場本庁舎 午前8時30分～午後5時15分（平日）

■郵送での申し込み

【郵送先】

〒979-1592

浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 ふるさと帰還通行カード担当 宛て

※郵送料金については申込者負担となります。

※1 本人確認書類（すべて有効期限内のものに限る）

(1) 顔写真付きの書類を1点以上提示する方法

個人番号カード（マイナンバーカード）／運転免許証、写真付きの住民基本台帳カード／パスポート／身体障害者手帳／国または地方公共団体が発行した顔写真付きの身分証明書など

(2) 下記の2-1および2-2に掲げる書類をそれぞれ1点以上提示する方法、または2-1に掲げる書類を2点以上提示する方法

2-1 写真の貼付のない住民基本台帳カード／健康保険証、年金手帳など国または地方公共団体が発行したもの

2-2 学生証、法人が発行した身分証明書のうち写真付きのもの／(1)に掲げる書類を除く国または地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの

カードの発行

カードはNEXCO東日本が発行します。発行までに2週間程度時間をいただきます。

【問い合わせ】

- ・申し込みなどに関すること

浪江町役場 ふるさと帰還通行カード担当

TEL 0240-34-2111（代表）

- ・無料措置全般について

NEXCO東日本お客様センター

TEL 0570-024-024（24時間オペレーターが対応）

または 03-5308-2424



双葉町からのお知らせ

令和5年度 双葉町任期付職員採用候補者試験 受験案内

2月3日HP更新

双葉町は、東日本大震災からの復旧・復興に向け、職員が一丸となり取り組んでいます。復興・復旧事業を実施するにあたり、職員の不足が見込まれることから任期付職員の採用試験を実施します。

1 受付期間と試験日

【受付期間】 2月1日（水）～2月24日（金）

【試験日】 3月上旬（予定） ※応募者へ個別に通知します。

- 受け付けは、月曜日から金曜日の業務時間内（午前8時30分～午後5時15分）
- 郵送による申込書提出の場合は、2月22日（水）までの消印有効
- 申込用紙は、双葉町役場総務課にて交付します。
また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。

※郵送による請求方法は、「8 受験手続および受付期間」を参照してください。

- 申込書の提出先は、双葉町役場総務課となります。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

2 試験職種と採用予定人員

職種	職務内容	採用予定人員
一般行政職 （任期付職員）	窓口における届出受付、相談、助成、広報、指導等の業務、 帳票作成、文書整理、データ入力等に関する業務	若干名

3 受験資格

職種	採用予定人員
一般行政職 （任期付職員）	パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理等）ができる者 ※年齢、学歴は問いません。

※ ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

次ページへ続きます 

4 試験の方法および内容

試験職種	試験内容	
一般行政職	(ア) 論文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等をみる
	(イ) 口述試験	個別面接による人物評価
	(ウ) 身体検査	医師発行の身体検査書を提出

5 試験の期日および場所

期日	場所	合格発表
3月上旬（予定） ※応募者へ個別に通知します。	双葉町役場 (双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4)	3月中旬 (予定)

6 合格者の発表、採用

- 合格者の発表は、令和5年3月中旬頃に双葉町役場掲示場に掲示するほか、合否の結果を受験者全員に通知します。
- 任期付職員の任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの予定ですが、業務の進捗に応じ、最大5年間まで任期を延長する場合があります。

注意 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

7 給与等

- (1) 給料は町の条例等に基づき、学歴、職歴などにより調整のうえ決定します。なお、任期中の昇給はありません。
- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当等が支給されます。
- (3) 勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、週休日および祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- (4) 年次有給休暇、特別休暇などの各種休暇制度が適用されます。

8 受験手続および受付期間

(1) 申込用紙等の請求

申込用紙等は、双葉町役場総務課で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「任期付職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：240ミリ×332ミリ）を必ず同封して、双葉町役場総務課へ郵送してください。

次ページへ続きます 

※ いわき支所、郡山支所、埼玉支所での申込用紙交付および郵便請求による申し込みはできませんので、ご注意願います。

※ 申込用紙は、以下からもダウンロードすることができます。

(2) 申込の方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町役場総務課へ提出してください。

また、郵送により提出する場合は、封筒の表に「任期付職員採用試験申込」と朱書きし、必要書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【申込用紙】

▶ 任期付職員申込書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/01.pdf>



▶ 任期付職員申込書（記載例） [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/02.pdf>



▶ 職務経歴書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/03.pdf>



▶ 誓約書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/04.doc>



▶ 面接カード [Excel]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/05.xlsx>



▶ 健康診断書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/06.pdf>



▶ 職員採用候補者試験受験案内 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/07.pdf>



次ページへ続きます 

【必要書類】

- 84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号：120ミリ×235ミリ）
- 職務経歴書
- 履歴書（市販のものでも可。必ず写真貼付）
- 誓約書
- 面接カード
- 健康診断書

【提出期限】

2月24日（金）

※ 郵送で提出する場合は、2月22日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) その他

- 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。（受験票がない場合または受験票に写真が貼られていない場合は受験できません。）
- 受験の際は、黒ボールペンまたは万年筆、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。また、昼食は受験者各自で用意願います。
- 試験当日、自家用車で来られる方は、双葉町役場臨時駐車場を利用してください。電車を利用される方は、JR常磐線「双葉駅」で降りてください。双葉町役場までは徒歩約5分です。

9 試験結果の開示

試験の結果については、双葉町個人情報保護条例第17条の規定により、口頭で請求できます。ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類（運転免許証、学生証、旅券など）を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へおいでください。

- 開示請求できる者：受験者
- 開示内容：総合得点・順位
- 開示期間：合格者発表日から1カ月間

【問い合わせ先】

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124

「双葉町診療所」が開所しました

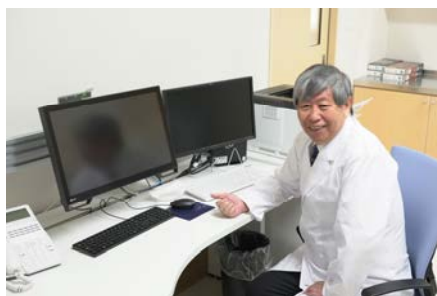
2月1日、JR双葉駅西側地区に整備された「双葉町診療所」の開所式が行われました。伊澤町長は式辞で「今後は名実ともに”住民の安心の拠り所となる診療所”を目指していきます」と述べました。

来賓の方々から祝辞をいただいた後はテープカットが行われ、震災後初めての町内での診療所開所にたくさんの拍手が送られました。

双葉町診療所は、2月2日から診察を開始しています。

～双葉町診療所～

住 所：双葉町大字長塚字町西4番地1
電話番号：0240-23-7386（診療時間内のみ）
診療科目：内科
診 療 日：火曜日、木曜日、金曜日
診療時間：午前9時～正午
午後1時～午後4時30分
担当医師：（金曜日）草野良郎医師
（火曜日、木曜日）白土正人医師



開所式の様子は町公式YouTubeチャンネルでもご覧になれます。

<https://www.youtube.com/watch?v=Su0RvRSIcSw>



中間指針第五次追補決定における精神的損害等の賠償に関する 専用ホームページ 「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」から

できる限り早期にご請求の受付を開始できるよう準備を進めております。詳細については、3月中を目途にお知らせさせていただく予定です。

一部のご請求について、24時間365日、WEBでご請求できるよう準備を進めております。WEBでのご請求の際は、各世帯の代表者さまにログインしていただき、これまでの書面での請求書と同様にご請求いただけます。詳細については、3月中を目途にお知らせさせていただく予定です。

ご請求からお振込までの流れ

■ ご請求スケジュール

2022年12月20日 第五次追補決定



2023年1月31日
追加の賠償基準の概要
プレスリリース



2023年3月目途
受付開始時期やご請求方法等の賠償基準の詳細
プレスリリース



請求受付開始（別途ご案内いたします）



請求内容の確認ができ次第、速やかにお支払い



専用ページ



今週の番組

※パソコン視聴

番組内容 [2/3~2/10]

- 毎時00分～ オープニング&今週の番組
 02分～ こども未来フェスティバル
 南相馬市こども・子育て応援条例制定記念イベント
- 23分～ 令和4年度 第10回 原町区芸術文化協会文化祭～心で結ぶ 芸術 文化～
 30分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～渡部 一夫議員～
 34分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～今村 裕議員～
 37分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～小川 尚一議員～
 41分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～渡部 寛一議員～
 45分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～志賀 稔宗議員～
 49分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～竹野 光雄議員～
 53分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～平田 武議員～
 57分～ 南相馬市議会定例会 令和4年第8回（12月）定例会
 放送日程のお知らせ



新潟県

新型コロナ

基本的感染対策を徹底

県民の皆様へのお願い

- ✓ オミクロン株対応ワクチンの
速やかな接種を（特に高齢者と小児）
- ✓ 抗原定性検査キットによる自己検査・
陽性者登録・フォローアップセンターの活用を
- ✓ 体調不良時は・・・
・出勤や登校をしない
・飲み会やイベント不参加を徹底
（家族が濃厚接触者や体調不良の場合も不参加）
- ✓ 家庭内でもこまめな換気を

三条市に避難している
世帯数と人数(2023.2.8現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511